

京都市告示第 2 9 6 号

土壤汚染対策法第 6 条第 1 項及び第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和 2 年 8 月 2 7 日

京都市長 門 川 大 作

1 土壤汚染対策法第 6 条第 1 項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町 8 5 番 4 の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物並びに^ひ砒素及びその化合物

(3) 講ずべき指示措置の内容

土壤汚染対策法施行規則別表第 6 の 1 の項の中欄に定める「地下水の水質の測定」

2 土壤汚染対策法第 1 1 条第 1 項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町 8 5 番 4 の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

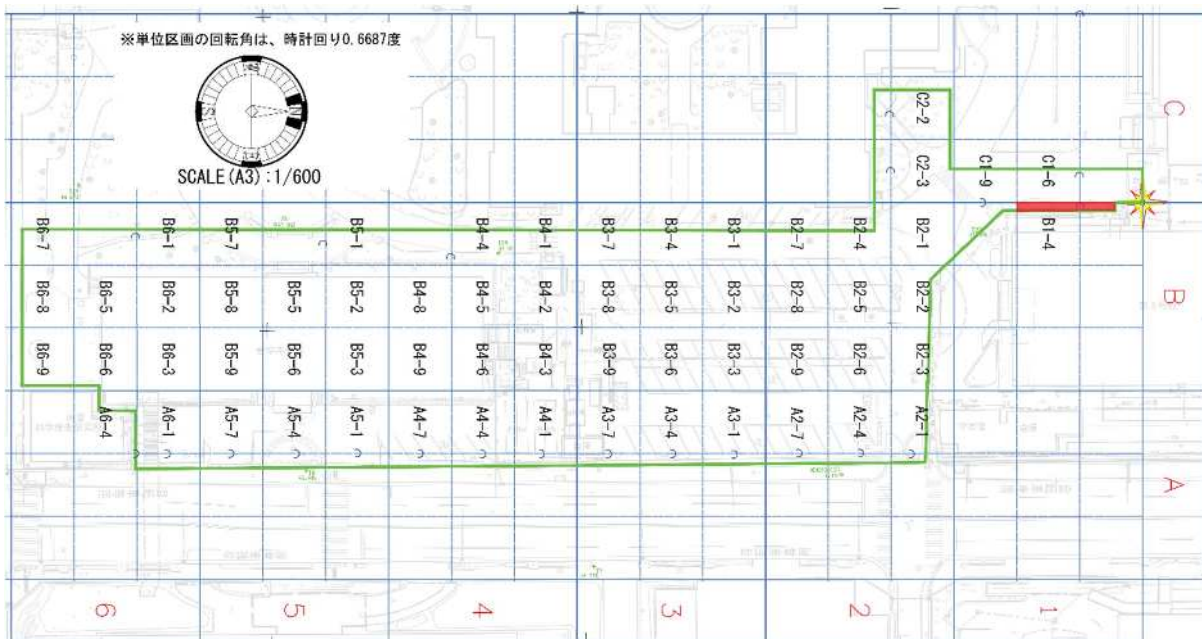
(3) 土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)

要措置区域

(六価クロム化合物の土壌溶出量基準超過)



凡例

- 調査対象地
- 単位区画
- 要措置区域

【調査対象範囲および単位区画】



対象地境界

濃青線 : 30m格子線

濃青破線 : 10m格子線

○ 単位区画の統合

要措置区域

ひ
(砒素及びその化合物の土壌溶出量基準超過)

